

中小企業向け

障がい者雇用

支援セミナー

令和8年7月に障がい者の法定雇用率が2.7%に引き上げられ、37.5人以上の企業は障がい者を雇用することが義務づけられます。今回のセミナーでは、複数の中小企業等が福祉団体と連携して障がい者を共同雇用する日本初の有限責任事業組合の事例や、障がい者雇用に特化した特例子会社の事例を紹介します。

日時

令和7年

9月25日(木)

9:30-12:00

場所

三重県庁講堂

オンライン参加可

内容

第1部 9:30-10:30
県内特例子会社6社の
取組事例

第2部 10:30-11:30
ウィズダイバーシティの
取組事例紹介

第3部 11:30-12:00
交流会



講師

ふくじゅ みつき

福寿満希さん

ウィズダイバーシティ
有限責任事業組合
(LLP) 発起人

ウィズダイバーシティ有限責任事業組合

令和5年4月に国の制度が改正され、事業協同組合等算定特例(特定事業主特例)に有限責任事業組合(LLP)が追加されました。この特例は、中小企業が事業協同組合等を活用して、共同事業を行い、国の認定を受けた場合、事業協同組合等と参加する中小企業の実雇用率を通算するものです。同改正により、有限責任事業協同組合(LLP)が追加されたことで、異業種の中小企業で障がい者の共同雇用がしやすくなります。

講師の福寿さんは、平成31年4月にウィズダイバーシティを設立して、東京都国家戦略特区と連携、中小企業と障がい者福祉団体の「障害者の共同雇用」に取り組み、同制度改正のきっかけとなりました。

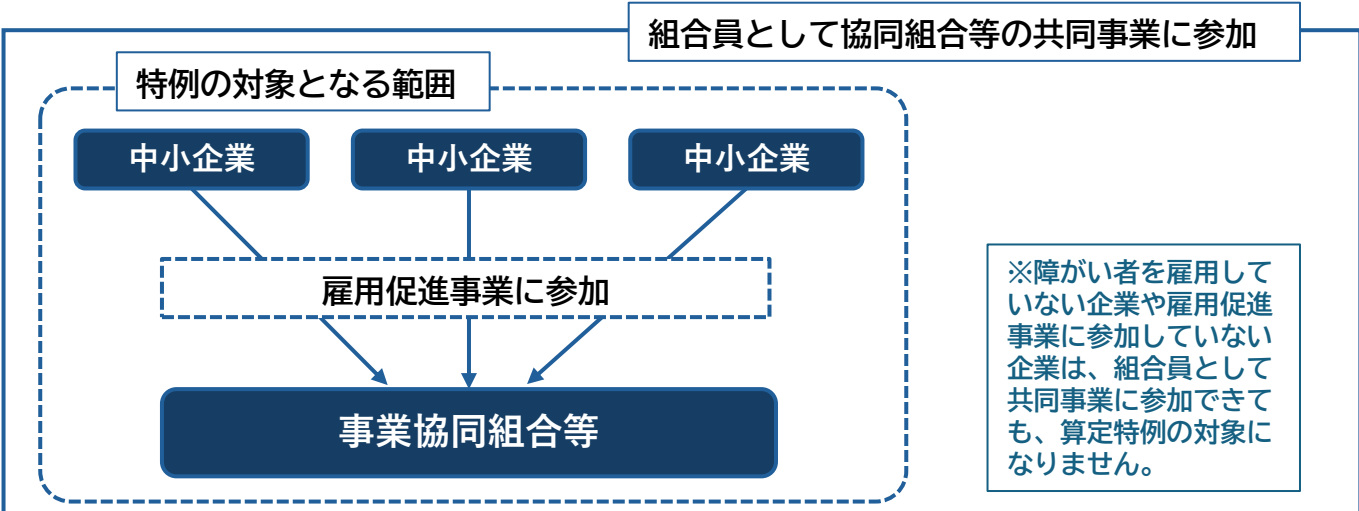
ウィズダイバーシティは、障がい者が福祉的サポートを受けながら多様な経験を積み、一般企業への直接雇用に移行することを目指しており、これまでに51人の障がい者が一般企業に就職、参加しているA型事業所は全国平均の5倍以上の就職実績を上げています。

お申し込みは、次のURL又は二次元バーコードから

URL: <https://logoform.jp/form/8vMX/1166346>

事業協同組合等算定特例【令和5年4月から有限責任事業組合(LLP)が追加】

中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣の認定を受けたものについて、事業協同組合等（特定組合等）とその組合員である中小企業（特定事業主）で実雇用率の通算が可能となります。

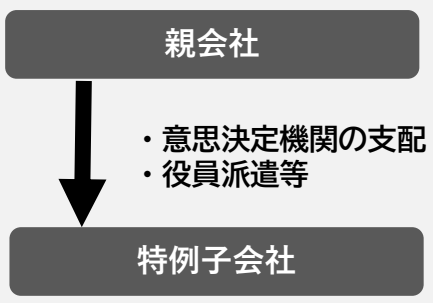


●事業協同組合等と中小企業で合算して実雇用率を算定できる。 R6. 6. 1現在 9件

特例子会社など、その他の算定特例制度

①特例子会社

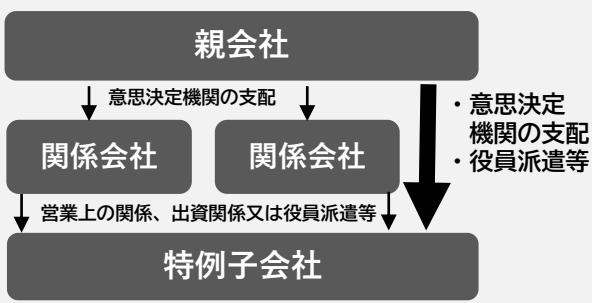
R6. 6. 1現在 614社



●特例子会社を親会社に合算して実雇用率を算定することができる。

②特例子会社【グループ適用】

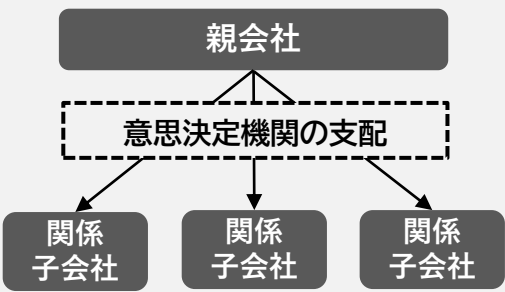
R6. 6. 1現在 378グループ



●関連会社を含め、グループ全体を親会社に合算して実雇用率を算定することができる。

③企業グループ算定特例

R6. 6. 1現在 126グループ



●親会社・子会社すべてを含むグループ全体を合算して実雇用率を算定することができる。

各制度の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(以下の二次元コードより、アクセスできます。)

